訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト (2024 択一過去問編) の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。 誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法I】

頁数	問題番号	誤	正
136	13-9	- 右記内容を追加 -	なお、「 <u>遺産分割」を原因とする</u>
	13-10		<u>更正登記</u> により、かつ、 <u>登記権利</u>
	13-12		<u>者が単独</u> で申請することも可能
	13-13		となった(令 5.3.28 第 538 号)。
176	15-8	当該更正登記においては、「 <u>錯</u>	<u>製</u> 」を原因とし、 <u>登記原因日付は</u>
		<u>不要</u> である。また、当該更正登	記を 登記権利者が単独で申請する
		ことも認められることとなった	が、この場合は、登記原因を「 <u>年</u>
		月日相続放棄 」とし、年月日は	相続放棄の申述が受理された日と
		なる (令 5.3.28 第 538 号)。	
179	15-28	被相続人Aが死亡し、Aには配	偶者であるBと嫡出子であるCが
		ある。Bの債権者がB・C共有	名義の相続による所有権の移転登
		記をした後、Bが相続を放棄し	た場合において、相続放棄の申述
		の受理証明書を登記原因証明情	報の一部として申請情報とともに
		提供すれば、Cは、単独で、C	単独名義に更正する登記を申請す
		ることができる。	
		0	
		共同相続の登記後、相続人中の	一部の者が相続放棄をした場合、
180		当該相続放棄をした者以外を登	記名義人とする更正登記を <u>登記権</u>
100		利者が単独で申請する ことがで	きる(令5.3.28第538号)。この
		場合、「年月日相続放棄」を登	記原因とし、登記原因証明情報の
		一部として相続放棄申述受理証	明書を提供する。
182	15-29	0	
		共同相続の登記後、相続人中の	一部の者が相続放棄をした場合、
		当該相続放棄をした者以外を登	記名義人とする更正登記を <u>登記権</u>
		利者が単独で申請する ことがで	きる (令 5.3.28 第 538 号)。この
		場合、「年月日相続放棄」を登記	己原因とし、登記原因証明情報の
		一部として相続放棄申述受理証	明書を提供する。
201	16-31	AからB、C及びDへの相続を	登記原因とする所有権の移転の登
		記がされた後、Bの相続の放棄	の申述が受理された場合、C及び
		Dは、Bが作成した相続の放棄	を証する書面を提供して、C及び
		Dを登記名義人とする更正登記	を申請することができる。

202	16-31	○ 共同相続の登記後、相続人中の一部の者が相続放棄をした場合、 当該相続放棄をした者以外を登記名義人とする更正登記を 登記権
		利者が単独で申請することができる(令 5.3.28 第 538 号)。この場合、「年月日相続放棄」を登記原因とし、登記原因証明情報の一部として相続放棄申述受理証明書を提供する。